

外国意匠制度

～意匠の国際登録制度「ハーグ協定」と
米国、欧州、中国、ロシア、アジア、アフリカ等の意匠制度～

難易度

中級

平成**25**年**12**月**13**日**金** 10:00～17:00

◆経済のグローバル化に伴い、海外での事業展開は今後ますます必要不可欠となります。企業が海外での事業展開をするにあたり、製品の付加価値を高め、他社との差別化を図るためには、製品の外観である意匠を海外で権利取得・保護することは必須であります。

◆一方で、外国の意匠制度は、特許制度に比べて情報や文献が少なく、対応に苦慮することがあります。そこで、本講座では、外国意匠制度の実務に詳しい専門家を講師として、米国、欧州、中国、ロシア、アジア、南米、アフリカ、ハーグ協定ジュネーブアクトの出願手続、登録要件、侵害判断基準について解説いたします。

◆企業における事業展開の場面では、特許で保護できない場合に、意匠権で守るといった事例も多くみられることであり、自社の技術を守り、競合に対し優位に立つための方策として、特許権だけでなく、意匠権なども絡めて守っていくことが非常に重要になってきました。勿論、海外展開においても同様です。一方で、外国の意匠制度は、特許制度に比べて情報や文献が少なく対応に苦慮することがあるのも現実です。

◆本講座では、意匠の国際登録制度、欧州共同体意匠規則、各国の意匠制度の特徴、各国の意匠権侵害の判断基準を理解するとともに、リスクを回避した利用法を習得することをゴールとします。



講師

青木 博通 氏
ユアサハラ法律特許事務所
パートナー・弁理士

【講義内容】

本講座では、長年、法律特許事務所で弁理士として活躍されている講師を迎え、米国、欧州、中国、ロシア、アジア、南米、アフリカ、オーストラリア各国の意匠制度（出願手続、登録要件、侵害判断基準）について、日本でも加盟が検討されている「ハーグ協定ジュネーブアクト」のリスクと対策にも触れながら、最新の情報に基づき解説いたします。

- 実務に不可欠な外国意匠制度の学習法（情報取得のコツ）の解説
- 留意すべき各国の特殊な制度（必要な書類の違い・図面、写真、分類の記載要件から異審査制度や権利存続期間の違いまで）の紹介
- 米国、欧州、中国、ロシア、アジア、南米、アフリカ、オーストラリア各国やハーグ協定ジュネーブアクト等における権利化実務
- 各国の出願書類のフォーマット紹介
- 米国、欧州、中国、日本の意匠権侵害判断基準の比較
- 意匠の国際登録制度「ハーグ協定ジュネーブアクト」のリスクと対策

◆日 時：平成25年12月13日（金） 10:00～17:00

◆会 場：発明会館 7階 研修ルーム

◆定 員：50名

◆講 師：青木 博通 氏 ユアサハラ法律特許事務所 パートナー・弁理士

◆受講料：会員16,000円・一般18,000円

◆申 込：FAXもしくは、HPからお申込下さい。（<http://www.jiii.or.jp>「研修のご案内」）